

指定特定相談支援等体制強化事業に係るアンケート調査結果

調査対象

四日市障害保健福祉圏域の1市3町が指定した、指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者 27事業者

調査期間

令和7年2月28日 から 令和7年3月21日 まで

調査方法

案内文を郵送で送付し、インターネット回答

調査結果

回答 25事業者（回答率92.6%）

(1)相談支援専門員の配置状況

配置人数	事業所数
1名	10事業所
2名	5事業所
3名	5事業所
4名	2事業所
5名	1事業所
6名	1事業所
13名	1事業所

(2)補助金を活用して、新たに専門員を増員しましたか。

増員状況	事業所数	うち増員人数(事業所数)
増員した	2事業所	1名(1事業所)
		4名(1事業所)
増員できなかった	11事業所	
維持できた	10事業所	
減員した	2事業所	

(3)増員した効果(複数回答有)

新たな利用者の受け入れができるようになった	1事業所
利用者への対応が迅速になった	1事業所
利用者とのモニタリングを、より丁寧に、かつ詳細にできるようになった	2事業所

支援が必要な利用者の問題解決や目標達成がスムーズにできるようになった	1事業所
専門員の業務負担が軽減された	1事業所
他の相談支援事業所との連携が円滑になった	0事業所
福祉サービス事業所(放課後等デイサービス、ヘルパー、就労系など)との連携が円滑になった	1事業所
医療機関(病院、訪問介護など)との連携が円滑になった	1事業所
定期的な研修等の実施や参加ができるようになった	1事業所

(4)増員できなかった理由(複数回答有)

専門員の人材確保が困難であった	4事業所
補助金額が増員に必要な経費を十分に賄えなかった	6事業所
既存の業務体制で対応可能と判断した	2事業所
補助金が継続的な財源としての安定性を欠いていると感じた	6事業所
他の事業に対する予算配分の制約があった	0事業所

(5)減員した理由(複数回答有)

専門員が退職や配置転換などで減員し、その代わりが配置できなかった	1事業所
補助金を活用しても、専門員を増員、維持できる経費にはならなかった	0事業所
減員しても、利用者数などの事情から、既存の業務体制で対応可能と判断した	0事業所

(その他)

○他の事業と兼務していた職員が、兼務できない職に就いたため減員した

(6)補助対象者の減少による運営上の影響(複数回答有)

運営に影響はない	3事業所
事業の継続が難しくなる	6事業所
専門員の人数を削減する必要がある出てくる	1事業所
利用者を削減する必要がある出てくる	4事業所
新規利用者の受け入れが難しくなる	10事業所
財源面の支援を他の方法で確保する必要がある出てくる	15事業所

(その他)

○相談員を増員できない

○毎年、理事会にて運営が適正ではない事の指摘を受けており、収入が減少することで確認・指摘される。

(7)相談支援体制における、主な課題(複数回答有)

専門員の人員不足	12事業所
研修の機会が不足	1事業所

他の相談支援事業所との情報連携が不足	2事業所
利用者対応の負担が大きい	16事業所
財源不足	18事業所

その他

○医療的ケア児者の相談に応じてもらえる相談員が少ない。

(8)相談支援体制の強化において必要な行政からの支援等(自由記載)

○補助金増額をお願い致します。

○特定相談支援は1件を計画やモニタリング報告書を作成することで報酬が受け取れる制度であり、今の単価では黒字化することが難しい。仮に厚生労働省がいう件数を1か月に行おうとすれば相談支援専門員をパート化し、相談支援専門員の数を増やさなければならなくなる。そうすると質の低下は避けられないし、緊急対応もできなくなる。今回の補助金は体制強化補助金で1人につき3年間しかでないため、3年間が経過して来年度から大幅に収入が減少することになるので、この3年間で相談支援専門員は維持できたが、専任を無くして全員兼務にしないといけない状況になる。体制が弱体化する方向に向かわないといけなくなる。

○補助金の延長を希望

○最近では困難ケースが増えてきていること、調整会議、学校や通所事業所との連携が必要になることが多いので、一人の相談員が受け持つ件数を多く持つことができない。

そのため、活動に見合うだけの事業費が確保できないので財政面の支援を引き続きよろしくお願いいたします。

○基幹としての行政の役割を果たしていないところが多い。

○相談支援専門員の資格取得の研修の機会を増やして欲しい。また、資格取得までの期間を短くして欲しい。実務経験について、5年経過してからではなく、研修の期間中に5年になる人とかにも資格取得をさせて欲しい。そうすると、配置がしやすくなるし、今いる相談支援専門員と実務を一緒に動くことにより、資格をとってから相談支援専門員として即戦力になるスタッフを配置できる。

○補助金はとても助かりました。ありがとうございます。今後も何かご支援や相談支援の情報をわかりやすく教えて頂けると助かります。

1人体制なので、情報が入らないととても不安になります。どこかに利用者対応について相談できる場があると助かります。

○困難ケースを受けられる特定の増加への指導。

○困難ケースの基幹や行政との連携。

○相談員増員のための補助金の在り方。

○毎月の報酬が一定しないことから職員の確保に苦慮している。「利用者の相談窓口」として機能しようとするれば、プランニングだけでなく、基本相談も重要である。集中支援加算の要件とはならない対応も多く、職員の体制がとれていなければこれらの対応も難しくなるため、職員体制を整えるための支援があると良い。(これまでのような利用者数ではなく、職員数に対する補助金の交付など)また、プランニングにおいても比較的安定しているケースや単一事業所のみ利用のケースと、対応困難や複数事業所を利用しているケースとではかかる時間も事務量も違うため、後者のようなケースに対する評価が報酬面に反映

されるような支援(独自に報酬の上乗せなど)をしていただけると助かる上、困難ケースの受入れが進む面もあるのではないかと思います。

○相談支援体制の充実(三層構造の役割の明確化と機能性の充実)とその共有(透明性)、第三者性の高い評価

○困難ケースに対する評価(報酬 UP)

○モニタリング数の多いケースの評価(報酬 UP)

○機能強化型の推進

○急な退職や急な長期休養になってしまった際に支援体制や特例措置みたいながあると継続できる。福祉を目指す人材が減っているように思われるため、新しい人材を確保することが難しい。

○協働モデルも含めた複数の職員配置につながる仕組みのあり方の検討(より高い基本報酬がとれるよう)

○相談支援業務としての基本単価の設定は、計画をひとつ作成して幾らという性質ではないように思います。相談支援業務は多岐にわたる煩雑な業務ですので、本来なら利用者数に応じた月額単価設定が望ましいと考えます。そうすることで、安定した事業所運営に繋がり、地域課題である相談支援事業所不足も解消されやすくなるのではないかと思います。四日市市の補助金はとてもありがたく思いますが、根本的な報酬体系について、市として国に挙げていただければと思います。

○補助金の延長

○補助金を利用して、人員体制の強化、研修の機会等を増やし専門性の向上をはかることができ、来年度は常勤職員を増員できるが、必要な人件費等も増えるため、引き続き、体制強化事業の継続を希望します。

○体制強化補助金の延長や給付の在り方を再検討してもらいたい。また相談支援専門員の研修受講や増員にしても、法人または事業経営者や運営者の理解が体制整備に大きく影響をする。必要に応じて行政側から説明や働きかけの場をお願いしたい。

○いつも丁寧な対応をして下さりありがとうございます。指定特定相談支援等体制強化補助金は、事業運営していくにあたって困難なため、継続して頂けることを希望いたします。精神の方に対して、引き続きお力添えをお願いします。